



島根県報

平成24年 7月13日 (金)
号外 第 105 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	4
島根県部設置条例の一部を改正する条例	(")	6
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	8
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(健 康 推 進 課)	9
島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例	(障 がい 福 祉 課)	10
東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	11

公布された条例等のあらまし

◇島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例に改めることとした。
- (2) 評価対象法人の定義に係る規定の整備（第2条関係）
- (3) 経営評価の対象法人から財団法人島根県環境保健公社を除くこととした。（別表関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県部設置条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

- (1) 地域振興部の所掌事務のうち、土地対策に関する事項を土木部の所掌事務とすることとした。（第3条関係）
- (2) 次に掲げる条例の一部改正
 - ア 島根県国土利用計画審議会条例
 - イ 島根県土地利用審査会条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 条例の概要

中心市街地の活性化に関する法律に基づき商業基盤施設の用に供する建物等を設置した場合に、不動産取得税及び固定資産税を不均一課税とする措置を廃止することとした。（第1条・第6条・附則第5項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 条例の概要

- (1) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を奥出雲町に権限移譲することとした。（第2条の表第36号関係）
- (2) 電気用品安全法の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

1の(2)については公布の日から、1の(1)については平成24年10月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

普通調整交付金及び特別調整交付金のそれぞれの総額の、島根県国民健康保険調整交付金に占める割合の改正（第2条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
普通調整交付金	7分の6	9分の6
特別調整交付金	7分の1	9分の3

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成24年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用することとした。

◇島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 条例の概要

- (1) 現在の島根県障害者介護給付費等不服審査会は、新たに児童福祉法に基づく障害児通所給付費等不服審査会を兼ねるものとする事とした。（第1条関係）
- (2) 島根県障害者介護給付費等不服審査会の取り扱う審査請求の事件に、障害者自立支援法に規定する地域相談支援給付費等及び児童福祉法に規定する障害児通所給付費等に係る市町村の処分に関する審査請求の事件のうち知事が必要と認めるものを追加することとした。（第2条関係）
- (3) 児童福祉法施行令に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする事とした。（第3条関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の概要

- (1) 支給要件の新設（第2条関係）

支給対象となる作業	手 当 額	
ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業のうち原子炉建屋内において行うもの及び(2)のアの(イ)以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）	1 日	20,000円
イ 帰還困難区域において行う作業		
(ア) 屋外において行うもの	1 日	6,600円
(イ) 屋内において行うもの	1 日	1,330円
ウ 居住制限区域において行う作業		
(ア) 屋外において行うもの	1 日	3,300円
(イ) 屋内において行うもの	1 日	660円

- (2) 手当額の改正（第2条関係）

区 分	改 正 前		改 正 後	
ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業				
(ア) 原子炉建屋内において行うもの、(1)のア及び(イ)以外のもの	1 日	20,000円	1 日	13,300円
(イ) 人事委員会規則で定める施設内において行うもの	1 日	5,000円	1 日	3,300円
イ 警戒区域において行う作業				
(ア) 屋外において行うもの	1 日	10,000円	1 日	6,600円
(イ) 屋内において行うもの	1 日	2,000円	1 日	1,330円

- (3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 39 号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例

第 1 条中「もの」の次に「（以下「資本金等」という。）」を、「出資し」の次に「、又は県が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、若しくは損失補償を行う等その者のために債務を負担し」を加え、「出資法人」を「出資法人等」に改める。

第 2 条第 1 項中「出資法人」を「出資法人等」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 この条例において「評価対象法人」とは、次の各号のいずれかに該当する出資法人等として別表に掲げるものをいう。

- (1) 県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人
- (2) 県がその者のためにその資本金等の 2 分の 1 に相当する額以上の額の債務を負担している法人
- (3) 県が資本金等の 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
- (4) 県がその者のためにその資本金等の 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
- (5) 県が資本金等の 4 分の 1 未満を出資している法人又はその者のためにその資本金等の 4 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する特別の事情があ

ると認められるもの

第 3 条中「出資法人」を「出資法人等」に改める。

「 財団法人島根県環境管理センター（平成 4 年 3 月 4 日に財団法人島根県廃棄物管理センターという名称で設立された法人をい別表中 う。） を

財団法人島根県環境保健公社（昭和48年 2 月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。） 」

「 財団法人島根県環境管理センター（平成 4 年 3 月 4 日に財団法人島根県廃棄物管理センターという名称で設立された法人をい に改める。う。） 」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 40 号

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表地域振興部の項第 5 号中「土地及び」を削り、同表土木部の項に次の 1 号を加える。

(6) 土地対策に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県国土利用計画審議会条例の一部改正)

2 島根県国土利用計画審議会条例（昭和49年島根県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「地域振興部」を「土木部」に改める。

(島根県土地利用審査会条例の一部改正)

3 島根県土地利用審査会条例（昭和49年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「地域振興部」を「土木部」に改める。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 41 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）」を削る。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

附則第 5 項中「、第 5 条第 1 号若しくは第 6 条第 1 号」を「若しくは第 5 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 42 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第36号右欄中「江津市」の次に「、奥出雲町」を加え、同表第59号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 第 2 条の表第59号を削る改正規定は公布の日から、同表第36号右欄の改正規定及び次項の規定は平成24年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の表第36号右欄の改正規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第36号の規定（奥出雲町に係る部分に限る。）は、当該改正規定の施行の日以後に旅券法（昭和26年法律第267号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 43 号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「7 分の 6」を「9 分の 6」に改め、同条第 5 項中「7 分の 1」を「9 分の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用する。

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 44 号

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づき」の次に「、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の 5 の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第98条第 1 項の規定に基づく障害児通所給付費等不服審査会として」を加える。

第 2 条中「介護給付費等」の次に「又は地域相談支援給付費等に係る処分及び児童福祉法第56条の 5 の 5 第 1 項に規定する市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」を加える。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の 6 第 3 項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5 人とする。

第 4 条中「第103条第 2 項」の次に「及び児童福祉法第56条の 5 の 5 第 2 項において準用する法第103条第 2 項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の島根県障害者介護給付費等不服審査会条例第 1 条の規定により置かれた島根県障害者介護給付費等不服審査会は、この条例の施行の日において、この条例による改正後の島根県障害者介護給付費等不服審査会条例第 1 条の規定により置かれた島根県障害者介護給付費等不服審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 45 号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「居住者等が」の次に「避難のための立退き又は避難のための」を加え、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるもの」を削り、「前 2 号に掲げる」を「前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第 3 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この号及び次号において「本部長指示」という。）」を「本部長指示」に、「同法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるもの」を削り、「前号に掲げる」を「前 3 号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第 3 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（次号から第 5 号までにおいて「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前 2 号に掲げるものを除く。）

第 2 条第 2 項第 6 号中「前項第 3 号」を「前項第 5 号」に改め、同号を同項第 12号とし、同項第 5 号中「前項第 3 号」を「前項第 5 号」に改め、同号を同項第

11号とし、同項第 4 号中「前項第 2 号」を「前項第 4 号」に、「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第 3 号中「前項第 2 号」を「前項第 4 号」に、「10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）」を「6,600円」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 2 号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

- (5) 前項第 2 号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
- (6) 前項第 2 号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
- (7) 前項第 3 号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円
- (8) 前項第 3 号の作業のうち屋内において行うもの 660円

第 2 条第 2 項第 1 号中「のうち」の次に「前 2 号及び」を加え、「20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額）」を「13,300円」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 前項第 1 号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円
- (2) 前項第 1 号の作業のうち前号及び第 4 号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。） 20,000円

第 2 条第 4 項中「第 3 号又は第 5 号」を「第 5 号、第 7 号、第 9 号又は第 11 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平

成24年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、地方警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員をいう。以下同じ。）が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例第2条第2項第5号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第3号まで又は第9号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第6号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第5号まで、第7号又は第9号から第11号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

- 3 改正後の条例の規定は、平成24年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、地方警察職員が本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（平成23年4月21日に行われた本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域内に限る。）において行った作業であって、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例第2条第2項第7号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第5号まで、第9号又は第11号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第8号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第7号まで又は第9号から第12号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。